

令和3年 第1回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年1月18日（月）

午前10時00分から

場 所：八千代市福祉センター5階第5会議室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第1回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午前10時00分	
2 開催場所	八千代市福祉センター5階第5会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 江波戸勝	副主幹 笠川浩伸
5 会議の議案	第1号 八千代市長選挙の期日について 第2号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて 第3号 在外選挙人名簿から抹消することについて	
6 閉会時刻	午前10時45分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第1回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、江野澤委員を指名します。</p> <p>議案第1号「八千代市長選挙の期日について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「八千代市長選挙の期日について」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、八千代市長選挙を次のとおり行うものとし、その期日を令和3年5月16日に告示する。 令和3年1月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第33条第1項の規定により、地方公共団体の長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行うとされております。 本市の市長の任期満了日は、令和3年5月25日でありますことから、令和3年4月25日から同年5月24日までの間に選挙を執行することとなります。 従来どおり、選挙期日を日曜日といたしますと、候補日は、4月25日、5月2日、9日、16日、23日となりますが、4月25日を選挙期日とした場合、立候補予定者説明会や事前審査などが、千葉県知事選挙の繁忙期と重なり事務が煩雑化することが懸念されます。また、5月2日、9日、16日を選挙期日とした場合は、告示日又は選挙期日が大型連休期間と重なるため、万全な立候補の準備や選挙運動の開始日などを勘案いたしますと、5月23日を選挙期日とすることが最適と考えます。 つきましては、任期満了による八千代市長選挙の期日を令和3年5月23日（日）とし、選挙期日の告示日につきましては、5月16日（日）といたしたいとするものです。 なお、本件は、告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「八千代市長選挙の期日について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第2号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定める。</p> <p>令和3年1月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の4の規定により、在外選挙人名簿の被登録資格は、年齢満18年以上の日本国民で、領事官の管轄する区域内に引き続き3か月以上住所を有するものとされております。</p> <p>つきましては、申請者の被登録資格について調査し、本籍地の市町村に確認したところ、在外選挙人名簿に登録される資格を有するものと認められますので、議案のとおり1名の方を登録するものです。</p> <p>これより、登録申請書、意見書等の関係書類をお回しいたしますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第3号「在外選挙人名簿から抹消することについて」</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和3年1月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。 つきましては、議案の2名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。 なお、令和2年第13回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数に、議案第2号で可決した1名を加え、この抹消する者2名を除いた登録者数は、男81名、女84名、計165名となります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第3号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第3号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。 この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p>
局 長	<p>《事務局から》 ・第21回千葉県知事選挙について ・令和2年八千代市議会第4回定例会について</p>
周郷委員長	<p>これをもちまして、令和3年第1回八千代市選挙管理委員会を閉</p>

発言者	発 言 要 旨
	会いたします。